

単身高齢者等の総合相談支援事業（概要）

目的

単身高齢者等が、本人の希望に基づく生活を送りながら、安心して人生の終えんを迎えられるよう、将来に向けて生じるであろう医療・福祉等に関する諸問題について相談対応等の必要な支援を行うことを目的とする

令和7年度からの変更点

- ◎事業実施前に、単身高齢者等への効果的な相談支援事業の**検討に要する専門家による助言等の活用を支援**
- ◎区市町村が終活の取組をさらに促進し波及できるよう、包括補助から**個別事業化し、補助額・補助率を拡充**
- ◎事前の備えがない単身高齢者等が地域の相談窓口等へ早期につながるよう、**新たに入院中サポート事業を追加**

事業内容

- 実施主体：区市町村（外部団体への委託・補助も可）
- 予算額：約2億3,600万円（令和7年度は包括補助の内数）
- 補助率：**3/4**（令和7年度は1/2）
- 補助基準額：必須 1,000万円
任意 ア・イ：各500万円、ウ・エ：各1,000万円
オ：単一実施で最大1,000万円

必須・任意合計で基準額 最大4,000万円
（令和7年度は必須+任意で最大 2,000万円）

対象事業

必須事業：相談窓口の設置運営

■一般相談

任意後見・関係機関などの案内、
情報提供

■専門相談

弁護士、司法書士などの専門職
による相談
※専門相談を実施することも要件



任意事業：区市町村による任意の取組

ア 終活意識の醸成を図る普及啓発・広報

・終活に関する講演会やセミナー（デジタル遺品を含む）、出張講座 等

イ 終活情報の登録事業

・警察や消防、医療機関、福祉事務所及び事前登録者からの照会に対し、あらかじめ登録した情報を開示

ウ 入院中サポート事業 <新規>

・緊急入院に伴う医療費や家賃等の支払手続代行、必需品の買物代行 等

エ 将来の生活における不安解消に資するその他独自の取組

例：任意後見に係る手続き支援、公正証書遺言の作成支援、死後事務の支援 等

オ 相談支援体制整備に係る検討・準備 <新規> ※必須事業を要件としない

・相談支援体制の整備に向けて、地域の実情や単身高齢者支援における課題を踏まえた制度設計を行えるよう、専門家による助言対応等を活用し検討・準備